

清望官

謂内外三品已上官及中書黃門侍郎、尚書左右丞、諸司侍郎、并太常少卿、秘書少監、太子少詹事、左右庶子、左右率、及國子司業、

〔陰德太平記〕丹比松壽丸元服附明人相人相事

輝元卿ハ、利氏毛從二位中納言ニ升任シ、清華ノ家ニ附セラ、是武家清華ニ列スル始也、

〔時慶卿記〕文祿二年十月五日、禁中御能外様内々不殘參勤攝家清華親王門跡御參、中攝家同門

跡一座敷、清花一座敷、新公家ハ外様番所ニテ、雲上ハ下壇ノ次間、略下

大臣家

〔職元秘抄〕大臣家ハ、大臣マデ成家也、

〔故實拾要〕十一大臣家

源中院從一位内大臣四代、藤西三條也、從一位右大臣公條實條二代、藤正親町三條、太政大臣二代、内准大臣一代有之、

右三家ヲ大臣家ト號ス、

〔光臺一覽〕三閑院家の三軒ハ、三條西、中院、正親町三條也、此内にて三條西は家強し、清花に左のみ

不相替、中院ハ中、正親町三條ハ一弱く候、三軒ともに、大納言先途に前を懸、大臣の缺を待得て、右

大將を兼ずして内大臣に任ずる家也、中内大臣に任ずる人は、大將を不兼ば、内府に任せず、閑

院家は、大將を兼ずして、内府に任ずるをこそ規模なれと論所也、中右の閑院家迄は、様々家々に申立候故、攝家清花大臣家と部わけして申候、此外を諸家と申候、

羽林家

〔類例略要集〕公家衆に家業ある事并羽林名家半家新家

百三十六家の堂上方に、羽林名家の二ありて、羽林ハ武家の如く、少將中將よりのぼり、名家ハ大

中少の辨よりす、まる、也半家新家は、共に本家に准じ昇進ありて、數百年、各官位昇進改變なし、